

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

平成二十五年三月二十九日

岡山県規則第二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則を次のように定める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

障害者自立支援法施行細則(平成十八年岡山県規則第八十六号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請等に係る記載事項等)

第二条 指定障害福祉サービス事業者の指定等に関し次に掲げる申請等をしようとする者は、法又はこれに基づく命令に定めるもののほか、それぞれ知事が必要と認める事項を記載した申請書等又は書類を提出しなければならない。

一 法第三十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による指定の申請

二 法第三十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による変更の申請

三 法第四十一条第一項の規定による更新の申請

四 法第四十六条第一項の規定による変更又は再開の届出

五 法第四十六条第二項の規定による廃止又は休止の届出

六 法第四十六条第三項の規定による変更の届出

七 法第四十七条の規定による辞退の届出

2 指定一般相談支援事業者の指定等に関し次に掲げる申請又は届出をしようとする者は、法又はこれに基づく命令に定めるもののほか、それぞれ知事が必要と認める事項を記載した申請書若しくは届出書又は書類を提出しなければならない。

一 法第五十一条の十九第一項の規定による指定の申請

二 法第五十一条の二十一第一項の規定による更新の申請

三 法第五十一条の二十五第一項の規定による変更又は再開の届出

四 法第五十一条の二十五第二項の規定による廃止又は休止の届出

3 指定自立支援医療機関の指定等に関し次に掲げる申請等をしようとする者は、法又はこれに基づく命令に定めるもののほか、それぞれ知事が必要と認める事項を記載した申請書等又は書類を提出しなければならない。

一 法第五十三条第一項の規定による支給認定の申請

二 法第五十六条第一項の規定による変更の申請

三 法第五十九条第一項の規定による指定の申請

四 法第六十条第一項の規定による更新の申請

五 法第六十四条の規定による変更の届出

六 法第六十五条の規定による辞退の届出

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。次号において「政令」という。)第三十二条第一項の規定による変更の届出

八 政令第三十三条第一項の規定による再交付の申請

4 障害福祉サービス事業の開始等に関し次に掲げる届出をしようとする者は、法又はこれに基づく命令に定めるもののほか、それぞれ知事が必要と認める事項を記載した届出書又は書類を提出しなければならない。

一 法第七十九条第二項の規定による開始の届出

二 法第七十九条第三項の規定による変更の届出

三 法第七十九条第四項の規定による廃止又は休止の届出

(費用の額の算定に関する届出)

第三条 指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の設置者又は基準該当事業を行う者若しくは基準該当施設の設置者は、法第二十九条第三項第一号若しくは第三十条第三項第二号又は附則第二十二条第四項第一号の規定による費用の額の算定に関し知事が必要と認める事項を記載した届出書又は書類を提出しなければならない。

(公示)

第四条 法第五十一条又は第五十一条の三十第一項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業所(指定障害者支援施設に係る公示にあつては、施設)の名称及び所在地

二 事業者(指定障害者支援施設に係る公示にあつては、設置者)の名称及び主たる事務所の所在地

三 指定、事業の廃止又は指定の取消しの年月日(指定障害者支援施設に係る公示にあつては、指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日)

四 事業所番号

五 サービスの種類

(経由)

第五条 第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条に規定する申請等は、当該事業所又は施設の所在地を所管する県民局長を経由してしなければならない。

(身分を証する書類)

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十二号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。)第十九条(指定障害福祉サービス条

例第四十四条、第四十九条、第二百二十三条、第四百九十九条及び第五百九十九条において準用する場合を含む。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十三号）第二十条に規定する身分を証する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、当該従業者の写真を貼り付け、当該事業所又は施設の代表者が記名押印しなければならない。

- 一 当該従業者の職名、職種及び氏名
- 二 当該書類の発行年月日
- 三 当該事業所又は施設の名称及び所在地  
（知事が規則で定める地域）

第七条 指定障害福祉サービス条例第二百六条並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十四号）第三十七条（同条例第五十五条、第六十九条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項及び第八十八条第四項に規定する知事が規則で定める地域は、厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成十八年厚生労働省告示第五百四十号）に定める地域のうち岡山県の地域とする。  
（その他）

第八条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。  
（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の廃止）
- 2 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成十八年岡山県規則第八十五号）は、廃止する。